



2022年5月16日

各 位

上場会社名	株式会社 ケー・エフ・シー
本店所在地	大阪市北区西天満三丁目2番17号
代表者名	代表取締役社長 高田 俊太 (コード番号 3420 東証スタンダード)
問合せ先	責任者役職名 常務取締役 管理管掌 氏 名 堀 口 康 郎 電 話 番 号 06-6363-4188

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更について2022年6月17日開催予定の第58回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせ致します。

記

1. 変更の理由

- (1) 定款上規定していた略称を廃止するとともに、海外取引における当社のブランド統一を図る目的から、現行定款第1条を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。また、現行の株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更にとまなう効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 定款変更の内容

定款変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案にかかる定款変更の効力は、本年6月17日開催予定の第58回定時株主総会終結の時をもって、効力を生じるものといたします。

(下線部は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号) 第1条 会社は、株式会社ケー・エフ・シーと称し、<u>略称を株式会社KFCといい、英文では KFC., Ltd.と表示する。</u></p> <p><u>(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)</u> 第15条 会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>附 則 第1条(条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(商 号) 第1条 会社は、株式会社ケー・エフ・シーと称し、英文では <u>KFC Ltd</u> と表示する。</p> <p>(削 除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u> 第15条 会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとる。</u> ② 会社は、電子提供措置をとる事項のうち、法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</p> <p>附 則 第1条(現行どおり)</p> <p><u>第2条 変更前定款第15条(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)の削除及び変更後定款第15条(電子提供措置等)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> ② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第15条(株主総会参考書類のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。</u> ③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以 上